BusinessSPECTRE テンプレート使用約款

本約款は、お客様（以下「甲」という。）と株式会社電通総研（以下「乙」という。）又は乙の販売店の間において、本契約を直接又は間接的に参照した契約（以下「本契約」という。）が締結された場合、本契約の対象となる BusinessSPECTRE テンプレート（関連するドキュメントも含む、以下「本製品」という。）に適用されるものとし、甲は本約款に従い本製品を使用するものとします。

第１条（使用権）

1. 乙は、本約款に従い、以下の各号に定める行為を行うことのみを目的として、本製品を使用する非独占的、譲渡不能、かつ限定的な使用権を甲に付与します。
   （1）本製品を利用して、甲の SAP ビジネスデータ分析用システムに適用するデータ連携処理及び帳票類（以下「本二次著作物」という。）を作成すること
   （2）別途乙又は乙の販売店が甲に使用許諾した乙のソフトウェア製品「BusinessSPECTRE」を利用する範囲に限り本製品又は本二次著作物を利用すること
   （3）本製品が毀損又は滅失した場合のバックアップ目的に限り、本製品のバックアップコピーを作成すること
2. 甲は、以下の各号に定める行為をしてはなりません。
   （1）本二次著作物を作成する場合を除き、本製品の改変、翻案、変更、又は翻訳をすること
   （2）本製品、及び本二次著作物を第三者へ販売、リース、賃貸、又は貸し付けをすること
   （3）本製品、及び本二次著作物を利用して、第三者へコンサルティング･サービス、タイムシェアリング･サービス、その他いかなる形態のサービスを提供すること
   （4）本製品、及び本二次著作物を、乙の承諾なく第三者に開示又は公開すること
3. 甲は本二次著作物を作成した場合、乙に提供する義務を負いません。但し、本二次著作物が乙の承諾なく第三者に開示又は公開される等、本約款に違反する事実が認められる場合、乙は、本二次著作物の原著作者として、著作権法に基づく権利を行使できるものとします。

第２条（知的財産権等）

本製品は、乙に帰属する知的財産です。本製品は甲に使用許諾されるものであり、甲に売り渡されるものではありません。甲は、以下の各号の定めを了承し、同意するものとします。

（1）本製品に関わる著作権、ノウハウ等の営業秘密及びその他の知的財産権は全て乙が保持しており、本製品は著作権法及びその他の関連法規により保護されていること
（2）本約款により明示的に甲に付与される権利を除き、甲に黙示的に付与される権利は一切ないこと

第３条（保証及び責任の範囲）

乙は、本製品のサポート及び不具合又はその他の不備について、修正を行う義務、又は代替製品を供給する義務、その他損害賠償を含む一切の契約不適合責任を負いません。乙は、本製品の使用、複製、本二次著作物の作成、及び配布により生じた損害、並びに第三者に直接又は間接的に生じた損害についても、法律上の根拠の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとし、一切の補償･賠償を行わないものとします。

第４条（解約）

乙は、甲に以下の各号に定める事由の一が生じたときは、何らの催告を要せず、本契約を解約することができます。この場合、甲は直ちに本製品及び本二次著作物（複製物を含む。）を全て破毀又は乙に返却し、これらの事実を証する書面を乙に交付します。

（1）手形又は小切手が不渡りとなったとき

（2）支払の停止があったとき、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、特別清算手続開始、会社更生手続開始、若しくは民事再生手続開始の申立を受けたとき
（3）公租公課の滞納処分を受けたとき
（4）本約款の条項に違反し、相当期間内に改善されないとき

第５条（本約款の変更）

1. 乙は、本約款について、必要に応じて全部又は一部を変更する場合があります。この場合、変更が甲を含む本製品の使用者の一般の利益に適合し、又は変更が本約款の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性等の事情に照らして合理的なものと認められる場合には、変更後の本約款及び効力発生日について、事前に乙が運営するウェブサイトで周知することにより、本約款を変更することができるものとします。
2. 本約款の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本約款の適用について、甲の同意を得るものとします。

第６条（裁判管轄）

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上